

# スタジオカレン利用約款

## 第1条 (名称)

このスタジオは、「スタジオカレン」と称します。

## 第2条 (運営主体)

松井カレンが運営管理を行います。

## 第3条 (目的)

スタジオカレンは会員が利用することによって、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。

## 第4条 (会員制度)

スタジオカレンは会員制とし、スタジオカレンに入会を希望される方は、本規則に基づく入会契約を松井カレンと締結するものとします。ただし、体験受講希望で松井カレンが許可した方は、本規則の遵守を誓約した上でスタジオカレンを受講することができます。

## 第5条 (会員証)

会員は、スタジオカレンの入場の際に松井カレンが交付した会員証を持参及び提示していただきます。なお、会員証は第三者に貸与、譲渡できません。本会員証を紛失された場合は、再発行手数料として1,080円を支払うものとします。

## 第6条 (会員の種類及び利用料)

スタジオカレンの会員の種類は、チケット会員のみとします。その利用料は別途定めた額とします。チケット会員用のチケットを購入し、各自で予約の上でレッスンを受講します。

## 第7条 (会員資格)

スタジオカレンの会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

- ①スタジオカレンの趣旨に賛同し教室利用規約その他の会則を守れる方。
- ②健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられてない方（妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません。ただし、マタニティレッスンを受講する場合で、医師の受講同意証明を提出した場合は除く。）で、自己の責任のもとでレッスンを受ける方
- ③心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- ④年齢満18歳以上の方。18歳未満(高校生以下)の場合入会に際し保護者の方の同意を得た方。
- ⑤暴力団関係者でない方。
- ⑥他、スタジオカレンが審査のうえ適切と認めた方。

## 第8条 (入会手続)

スタジオカレンの会員となることを希望される方は、次に定める申し込み手続を行い、松井カレンが

定める登録手数料を納入していただきます。未成年者がスタジオカレンに入会するときには、未成年者の入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

チケット会員とは、有効なチケット会員用のチケットを保持していること、もしくは、最終チケット購入日より1年以内の方のことをいいます。

## 第9条 (登録手数料、会費、チケット代)

登録手数料は松井カレンが別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した登録手数料は理由の如何に関わらず返還しないものとします。会員は、松井カレンが定める会費およびチケット代を支払うものとします。

## 第10条 (変更届)

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに松井カレンに届け出るものとします。会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。

## 第11条 (解約)

退会の手続きをした時点で解約とします。

## 第12条 (利用料の返金等)

利用料は理由の如何に関わらず原則返還いたしません。ただし病気、怪我などの身体的理由で有効期限内に受講が困難な場合にかぎり、医師の診断書を添付の上で、有効期限内に期限の延長の申請をすることができます。松井カレンは医師の診断に基づき、最長5ヶ月の有効期限の延長することがあります。

## 第13条 (クーリングオフ)

入会申込書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、受講者は書面により、契約の解除を行うことができます。その書面は出状したときにその効力が生じるものとし、契約の解除が成立した場合松井カレンはその契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払いを請求いたしません。

ただし、期間以内であっても、すでに無料有料にかかわらずレッスンを受講した後は契約解除できません。

## 第14条 (施設利用)

松井カレンは教室利用の円滑化を図るため、スタジオカレン利用は原則的に予約制とします。

予約時間、予約方法は、電話での予約とし、前営業日の営業時間内（平日午前9時から午後7時・会社営業日に限る）です。なお、予約なしで来店された場合は、空席がある場合に限り受講できます。

## スタジオカレン利用約款

### 第15条（予約取消）

会員が予約を取り消したい場合は、正規のキャンセル手続による、取り消しの手続を行わなければなりません。キャンセルは前営業日の営業時間内（平日午前9時から午後6時・営業日に限る）にキャンセル手続を完了した場合をいう。尚、度重なる予約、キャンセルを繰り返した場合、明らかに故意であると松井カレンが判断した場合には、予約回数の制限及び来店制限をさせていただくことがあります

### 第16条（資格譲渡）

会員はスタジオカレンの会員資格及びチケットを第三者に譲渡、貸与、担保設定はできないものとします。

### 第17条（会員資格の喪失）

会員が次の号いずれかに該当した場合には、その資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は会員が該当し

たそのときになります。ただし、会費については月単位となります。

- ① 退会したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 第7条に定める会員資格が欠けたとき
- ④ 第18条により除名されたとき
- ⑤ 松井カレンが本施設を閉鎖したとき

### 第18条（除名）

会員が次の号いずれかに該当した場合、松井カレンは除名できます。下記の理由により除名された、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

- ① 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき
- ② 本規約、規則、その他松井カレンの定めた事項に反する行為があったとき
- ③ スタジオカレンの名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- ④ スタジオカレンの設備などを故意に損壊したとき
- ⑤ その他会員の品位を損なうと認められた行為があったとき
- ⑥ スタジオカレン内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
- ⑦ 教室利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより松井カレン・従業員を著しく困惑せしめたとき
- ⑧ 第21条禁止行為に違反したとき

### 第19条（運営管理）

スタジオカレンは次号に基づき、運営管理をおこないます。

- ① スタジオカレンの運営管理は松井カレンの責任においておこなわれます。
- ② 受講スケジュールの変更等は、松井カレンの運営判断により行います。
- ③ 会員はスタジオカレンの運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求するなど関与することはできません。
- ④ 松井カレンは教室の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。

### 第20条（諸規則の遵守義務）

会員及び体験者はスタジオカレンの利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、スタジオカレンが定める運営管理に関する規則に従うものとします。

### 第21条（禁止行為）

スタジオカレンは次の各号の行為を禁止いたします。

- ① 許可なく館内を撮影、または録音すること
- ② 許可なく、スタジオカレンの情報および会員の情報等をweb上に掲載すること
- ③ 許可なくスタジオカレンにおいての物品の売買パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- ④ 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）をすること
- ⑤ 他人を誹謗・中傷すること
- ⑥ 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- ⑦ ペット・動物を持ち込むこと
- ⑧ 館内での喫煙
- ⑨ 松井カレンの業務を妨げる行為
- ⑩ 他人の教室利用を妨げる行為
- ⑪ その他、本条各号に準じる行為

### 第22条（施設開講日・開講時間・月期）

スタジオカレンは、スタジオカレンカレンダーおよび時間割により、開講日・開講時間および月期を定める。

なお、教室の補修、保守、点検又は改修をする場合、もしくは、松井カレンの主催するイベント等松井カレンが必要と認める場合は、開講日及び開講時間を変更することがあります。

## スタジオカレン利用約款

### 第23条（営業時間）

スタジオカレンの営業時間は、基本平日の午前10時から午後8時までとする。営業時間内であってもレッスンのない時間はスタジオ不在のこともある。

日曜祝日はイベントなど特別営業する場合もある。

### 第24条（松井カレンの免責）

会員はスタジオカレン内において、所有物は自己管理するものとし、松井カレンは教室内で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について、一切の賠償責任を負わないものとしします。

### 第25条（会員の責任）

会員がスタジオカレン利用に関して、松井カレン又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。

### 第26条（諸料金等の変更）

松井カレンは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。その場合松井カレンは1ヶ月前までに教室掲示もしくはホームページなどにより告知するものとしします。

### 第27条（閉鎖又は利用制限）

松井カレンは次の各号のいずれかに該当する場合、教室の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとしします。

- ① 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- ② 天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- ③ 著しい社会情勢の変化があるとき
- ④ 法令に基づく点検、改善及び必要な教室改修があるとき
- ⑤ 松井カレンが必要と認めるとき、その他やむを得ない事由があるとき
- ⑥ 第1項の場合において、教室を閉鎖するときは、松井カレンは損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

### 第28条（個人情報保護）

松井カレンは、松井カレンの保有する会員の個人情報を、厳重に管理します。スタジオカレン運営業務として各種ご案内に情報を利用することがあります。本条

に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

### 第29条（約款の改訂）

松井カレンは、松井カレンが必要と認めた場合、約款の改訂を行うことができます。

改訂された約款は、教室掲示もしくはホームページなどにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとしします。

